

神奈川県告示第 609 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成 22 年 9 月 28 日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 起業者の名称
相模原市
- 2 事業の種類
相模原市緑区役所相原連絡所・相模原市立相原公民館駐車場拡張整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
神奈川県相模原市緑区相原四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、神奈川県相模原市緑区相原四丁目地内の 236.58 m²の土地を起業地とする「相模原市緑区役所相原連絡所・相模原市立相原公民館駐車場拡張整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、地方公共団体である相模原市（以下「起業者」という。）が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づく区役所連絡所及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく公民館の駐車場を拡張整備する事業であり、土地収用法第 3 条第 22 号及び第 31 号に該当する事業に関する事業である。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

地方公共団体である起業者は、地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づき相模原市緑区役所相原連絡所を、社会教育法第 21 条第 1 項の規定に基づき相模原市立相原公民館を設置する権能を有する。

起業者は、相模原市緑区役所相原連絡所・相模原市立相原公民館（以下「相原公民館等」という。）について、駐車場が不足していること及び自動車と歩行者等の導線が混在していることから、本件事業の実施を決定したうえで、その財源措置をしており、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

相原公民館等は、区役所連絡所として、地域住民の行政需要に対するサービスを提供している施設である。また、公民館としては、生涯学習の機会の充実を図るための施設であるとともに、起業者が行う様々な行事等にも使用

されている。

他方、相原公民館等は、JR横浜線橋本駅から西方約3kmに位置しているが、来館者は自動車を利用することが多い状況となっている。そのため、これまで相原公民館等の駐車場として、敷地内に19台分が確保されてきた。しかしながら、駐車台数が8台分不足している状況にあり、また、自動車と歩行者等の導線が混在していることから、施設の利便性が低下し、安全な通行が妨げられるため、必要な駐車台数の確保及び自動車と歩行者等を明確に分離した駐車場の整備が急務となっている。

本件事業は、隣接する起業地に不足分の駐車場を整備するとともに自動車と歩行者等を明確に分離した駐車場を整備することで、施設の利便性の向上を図り、地域住民へのサービス向上及び生涯学習の充実に寄与するものであると認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（相模原市No.83 遺跡）に指定されているが、起業者は、相模原市教育委員会と協議をして必要に応じて適切な措置を講じることとしている。また、保護のため特別の措置を講ずるべき希少動植物の存在は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件申請にあたっては、相原公民館等の利用状況並びに起業地からの距離、道路事情及び面積等についても、一定程度本件事業に適していると考えられる他の2箇所を選定した上で、総合的な比較検討を行い、道路事情等を勘案し利便性及び安全性が高いことや、周辺環境への影響がより小さいこと等の理由により本件起業地が選定されており、その選択は適切なものと認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

相原公民館等では、敷地内の駐車場として19台分が確保されているが、駐車台数が8台分不足しており、また、自動車と歩行者等の導線が混在しているため安全な通行が妨げられている状況にある。

よって、利用者の利便性及び安全性を考慮すると、現時点において早急な対策が求められており、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の合理性

起業者は、相原公民館等において大規模なイベントを開催する際等には、臨時に近隣小学校校庭等を利用することとし、本件事業においては、日常的

に必要となる不足分の 8 台分の駐車場のみを整備することとしている。

さらに、本件事業に係る起業地の範囲は、相原公民館等の利用状況等から日常的に必要と認められる駐車台数を確保し、敷地の形状等を考慮した上で必要となる通路等を配置するものであり、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本件事業で拡張整備する駐車場は一時的な使用に供するものではなく、相原公民館等のため継続的な用に供するものであることから、収用と使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

- 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
相模原市緑区役所総務課